

## 防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱

令和4年9月1日制定

### (目的)

第1条 ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して調達した資金（以下「クラウド資金」という。）により、市内で創業又は新事業展開を行う中小企業者を支援することで、本市の活力創出や経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。  
また、事業を営んでいない個人が新たに中小企業者として会社等の法人を設立し、当該会社が事業を開始すること。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。
  - ウ 大企業の役員が当該中小企業の役員総数の2分の1以上を占めている。
- (3) クラウドファンディング 目標金額を設定の上、インターネットを介して広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (4) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次条に掲げる事業を行う者で、次の各号のい

ずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に本店もしくは主たる事業所等を設け創業しようとする者
- (2) 市内に主な事業所を有する中小企業者で、創業もしくは事業開始後5年を経過していない者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く

- (1) 市税を滞納しているとき
- (2) 防府市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む又は営もうとする者
- (4) 同一のテーマ・内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けているとき
- (5) 法令違反、公序良俗に反する活動等をしているとき  
（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものであって、第8条に規定する審査会において認められた事業をいう。

- (1) 本市において新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- (2) 市内外の人々から広く共感を得られる事業であること。また、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、寄付者に対して定期的な事業報告を行うほか、事業に継続して関心を持って貫くための工夫をすること
- (3) クラウド資金が、設定した目標額に達しない場合でも、計画どおりの事業を実施すること
- (4) 3年以上継続して行う事業であること

(5) 防府商工会議所の経営指導を受けていること

※防府市中小企業サポートセンターの事前相談でも可とする

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は別表1のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、クラウド資金の額とする。

2 前項の補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の2/3以内の額とし、上限は200万円とする。

3 前項の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業の認定申請)

第7条 補助対象事業の認定を受けようとする者(以下、「認定申請者」という。)は、防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定申請書(様式第1号)に別表2の書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1会計年度中において1事業者につき1事業に限る。

(審査会)

第8条 市長は、前条第1項の規定により申請された事業が、この要綱の目的及び補助条件に該当するか否かを審査するため、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、補助金の交付の適否について評価及び判定を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 産業振興部次長

(2) 識見を有する者又は行政関係者

4 委員会の人数は5名以内とする。

5 委員長は、産業振興部次長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を招集し、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(補助対象事業の認定)

第9条 市長は、委員会の審査結果により、補助金を交付すべき事業（以下「認定事業」という。）の認定を行う。認定したときは、当該申請を行った補助対象者に対し、防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定通知書（様式第2号）により、その旨を通知する。

2 市長は、委員会の審査結果により、補助金を交付することが適当でないと認めた事業については、当該申請を行った補助対象者に対し、防府市ふるさと創業者応援補助金事業不採択通知書（様式第3号）により、その旨を通知する。

3 市長は、第1項の規定により事業を認定する場合において、必要があると認めるときは、事業認定に条件を付することができる。

(認定辞退)

第10条 事業認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、認定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定辞退届出書（様式第4号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(クラウドファンディングによる資金調達)

第11条 市長は、本市が契約するクラウドファンディング運営事業者の運用するクラウドファンディングサイトにおいて募集期間を定めて認定事業を掲載し、資金調達を行う。

(補助金の交付申請)

第12条 認定事業者は、寄附金が目標金額に達したとき、または寄附金の募集期間終了後、第6条の規定により市が算定した額について確認の上、遅滞なく防府市ふるさと創業者応援補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内

において補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、防府市ふるさと創業者応援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った認定事業者に通知する。

（補助対象期間）

第14条 補助対象期間は、第9条第1項の規定による通知を受けた日から当該通知を受けた日の属する会計年度の3月15日までとする。

（認定事業の変更に係る承認の申請等）

第15条 認定事業者は認定事業について、次の各号に掲げるいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめふるさと創業者応援補助金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）事業計画及び収支予算の主要部分の変更

（2）補助対象経費の20%以上の減額

（認定事業の変更承認）

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該変更しようとする内容が適当であると認めるときは変更を承認する内容及び変更後の補助金の額をふるさと創業者応援補助金変更承認通知書（様式第8号）により、当該変更しようとする内容が適当でないと認めるときは変更を承認しない旨をふるさと創業者応援補助金変更不承認通知書（様式第9号）により、当該申請を行った補助対象認定事業者に通知する。

（実績報告）

第17条 補助対象認定事業者は、認定事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、防府市ふるさと創業者応援補助金実績報告書（様式第10号）に別表3の書類を添

えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、  
適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府  
市ふるさと創業者応援補助金交付額確定通知書(様式第11号)に  
より当該補助対象認定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果  
が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと  
認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるため  
の措置をとるべきことを補助対象認定事業者に対して指示すること  
ができる。

(補助金の請求)

第20条 第18条の規定による通知を受けた補助対象認定事業者は、補  
助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第12号)を市  
長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合におい  
て、これを審査し適当であると認めるときは、速やかに補助対象認  
定事業者当該請求額を支払うものとする。

(関係書類の整備等)

第22条 補助対象認定事業者は、認定事業の実施状況及び経費の収支  
に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以  
下同じ。)を整備し、当該認定事業の完了した日の属する会計年度  
の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(事業認定及び補助金の交付決定の取消し)

第23条 市長は、補助対象認定事業者が次の各号のいずれかに該当す  
るときは、当該補助対象認定事業者に係る認定事業の一部又は全部  
の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により事業認定又は補助金の交付を受

けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 事業認定及び補助金の交付決定の内容並びにこれらに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が事業認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消した場合は、補助金の交付決定を取り消し、及び当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第18条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第24条 補助対象認定事業者は、認定事業により取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象認定事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が認める場合はこの限りでない。

(報告、検査及び指示)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象認定事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第22条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

対象経費の区分	内容
1. 設備費	
施設整備費	建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る費用（用地取得費を除く。）
機械装置費	機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る費用
備品費	備品の購入及びリース・レンタルに係る費用（汎用性が高く、使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できないものに係る経費を除く。）
2. 事業費	
報償費	円滑に事業を遂行するため専門家等に助言を求めるために要する費用
旅費	専門家等の旅費、展示会出展等の旅費（公共交通機関に限る。）
消耗品費	事業遂行に必要な消耗品の購入のために支払われる経費
手数料	開業等に伴い司法書士・行政書士等に支払う書類作成経費（登録免許税、定款認証料及び印紙代を除く。）又は特許権等（実用新案、意匠及び商標を含む。）の取得に要する弁理士費用（出願手数料等は除く。）
広報費	広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、展示会への出店費用など事業の広報に要する経費
事務所等借入費	事務所等の事業初年度における賃貸料（申請者が所有する物件及び住居部分に係る費用並びに敷金、礼金、保証金、仲介手数料及び保険料を除く。）
原材料費	試供品又はサンプル品製作に係る委託費用及び原材料費
外部委託費	事業遂行に必要な業務の一部についての第三者委託（委任）に要する経費（マーケティング等の市場調査の経費を含む。）
その他	市長が特に必要と認めるもの

※消費税及び地方消費税は除く

別表 2 (第 7 条関係)

添付書類	
1	事業計画書 (様式第 1 号の 2)
2	収入計画書 (様式第 1 号の 3)
3	市税の滞納のないことの証明書
4	許認可が必要な業種については許認可を証する書類 (取得している場合のみ)
5	<p>【個人の場合】開業届出の写し、直近の確定申告書の写し (開業前など提出ができないものは除く)</p> <p>【法人の場合】履歴事項全部証明書、定款、直近の決算書の写し (会社等の設立前など提出ができないものは除く)</p>
6	その他市長が必要と認める書類

別表 3 (第 1 7 条関係)

添付書類	
1	実施内容報告書 (様式第 1 0 号の 2)
2	認定事業の経過を記載した書類並びに成果を証する書類及び写真
3	<p>【個人の場合】開業届出の写し</p> <p>【法人の場合】履歴事項全部証明書、定款</p>
4	許認可が必要な業種については許認可を証する書類 (取得している場合のみ)
5	その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

防 府 市 長 様

（申請者）

住 所

名 称

代表者

防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定申請書

防府市ふるさと創業者応援補助金に係る事業の認定を受けたいので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。



務経歴など	
将来性・発展性	
地域への貢献	
事業に携わっている方や地域の方の思い	
今回目標とする寄附募集金額について	
想定しているターゲット層	
PR手法について (どのように共感してもらうか)	
寄附者との継続的な関わり方について	
寄附者に向けたメッセージ	
お礼の品	
特記事項・補足事項	

○事業スケジュール

時期	概要

○事業経費

単位：円

経費区分	実施内容、目的、明細	計（税抜き）
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
報償費		
旅費		
消耗品費		
手数料		
広報費		
事務所等借入費		
原材料費		
外部委託費		
その他		
小 計		
補助対象外経費		
合 計		

○資金の調達方法

単位：円

調達の方法	金 額
合計	

様式第1号の3（第7条関係）

収支計画書

単位：千円

科目		開業年度	2年目	3年目	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算された根拠を記入して下さい。
①売上高					
②売上原価					
③売上総利益（①-②）					
経費	人件費				
	減価償却費(A)				
	補助対象経費				
	補助対象外経費				
	④計				
⑤営業利益（③-④）					
⑥専従者給与（個人のみ）					
⑦その他の収入（補助金含む）					
⑧収入合計（年間） (A+⑤+⑥+⑦)					
⑨借入金元金（年間）					
⑩家計簿（年間）					
⑪支出合計（年間） (⑨+⑩)					
⑫返済余力 (⑧-⑪)					
その他補足説明					

様式第2号（第9条関係）

防商第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市ふるさと創業者応援補助金に係る事業の認定について、下記のとおり認定したので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

認定事業名	
認定に係る条件等	

様式第 3 号（第 9 条関係）

防商第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと創業者応援補助金事業不採択通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市ふるさと創業者応援補助金に係る事業について、不採択となりましたので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

様式第4号（第10条関係）

防商第 号  
年 月 日

防 府 市 長 様

（申請者）

住 所

名 称

代表者

防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定辞退届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった防府市ふるさと創業者応援補助金に係る事業の認定について、下記の理由により辞退したいので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

事 業 名	
辞 退 の 理 由	

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

防 府 市 長 様

（申請者）

住 所

名 称

代表者

防府市ふるさと創業者応援補助金交付申請書

防府市ふるさと創業者応援補助金の交付を受けたいので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

認 定 事 業 名	
交 付 申 請 額	円
認 定 事 業 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

（添付資料）

- 1 事業経費、資金の調達方法がわかるもの

様式第6号（第13条関係）

防商第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと創業者応援補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった防府市ふるさと創業者応援補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので、防府市ふるさと創業者補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

記

認定事業名	
補助金の額	円
交付の条件	

年 月 日

防 府 市 長 様

（申請者）

住 所

名 称

代表者

防府市ふるさと創業者応援補助金変更交付申請書

年 月 日付け決定のあった防府市ふるさと創業者応援補助金の交付に係る計画について、下記のとおり変更したいので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第15条の規定により申請します。

記

認 定 事 業 名	
変更理由及び内容	
既存交付決定額	円
変更承認申請額	円
事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

（添付資料）

- 1 変更の内容及び変更後の申請額がわかるもの
- 2 その他必要書類

様式第8号（第16条関係）

防商第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと創業者応援補助金変更承認通知書

年 月 日付け申請のあった防府市ふるさと創業者応援補助金  
変更交付申請については、下記のとおり承認したので、防府市ふるさと創業者  
応援補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

認 定 事 業 名	
補 助 金 の 額	円

様式第9号（第16条関係）

防商第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと創業者応援補助金交付変更不承認通知書

年 月 日付け申請のあった防府市ふるさと創業者応援補助金交付変更申請については、下記の理由により不承認とするので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

認定事業名	
不承認の理由	

様式第10号（第17条関係）

年 月 日

防 府 市 長 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者

防府市ふるさと創業者応援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった防府市ふるさと創業者応援補助金に係る認定事業の実績について、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第17条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

認 定 事 業 名	
認定事業に要した経費 ( 税 込 み )	
補助対象経費(税抜き)	
補 助 金 額	
補助事業等の 着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日

様式第10号の2（第17条関係）

実施内容報告書

認定事業名	
事業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業の実績 (実施内容・実施方法・実績)	
事業の効果・成果	
今後の展開	

○事業経費

単位：円

経費区分	実施内容、目的、明細	計（税抜き）
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
報償費		
旅費		
消耗品費		
手数料		
広報費		
事務所等借入費		
原材料費		
外部委託費		
その他		
小 計		
補助対象外経費		
合 計		

○資金の調達方法

単位：円

調達の方法	金 額
合計	

様式第 1 1 号（第 1 8 条関係）

指令防商第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと創業者応援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました防府市ふるさと創業者応援補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第 1 8 条の規定により通知します。

記

認 定 事 業 名	
交 付 確 定 額	円

様式第12号（第20条関係）

請求書

金額		百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知のあった防府市ふるさと創業者応援補助金について、上記の金額を交付されるよう、防府市ふるさと創業者応援補助金交付要綱第20条の規定により請求します。

年 月 日

防府市長様

住 所 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先 金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合							
	支所・支店・出張所							
口座番号 種 別								1：普通
								2：当座
フリガナ 口座名義								